ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言 御報告を申し上げます。

はじめに、今月14日夜から15日未明にかけて、皇居において大嘗祭の中心となる大嘗宮の儀が、16日には大饗の儀が、それぞれ執り行われ、大田主として「とちぎの星」を供納した石塚毅男氏、早川議長とともに、私も参列いたしました。

次に、先の台風第19号に伴う豪雨災害から1か月余が経過いたしましたが、この間、県では、市町や関係機関等とともに、被災者の生活や生業の再建に向けた取組を進めて参りました。

また、被災した河川、道路等の公共土木施設や農地、農業用施設等につきまして、緊急的な対策を実施して参りましたが、今月20日には、「中小企業等復興支援チーム」を設置し、中小企業等の施設や設備の復旧等を速やかに支援することといたしました。

引き続き、国や市町、関係機関等と連携しながら、被災地の一日も早い復旧・復興に全力で取り組みますとともに、今回の災害対応で明らかとなった課題についての対応策を講じることなどにより、災害に強いとちぎづくりを積極的に進めて参ります。

次に、とちぎ創生 15戦略に続く、次期戦略についてでありますが、 先頃、戦略の骨子案を取りまとめ、県議会の検討会や有識者会議、市 町にお示しをしたところであります。次期戦略におきましては、「人 ロビジョン」の下に「総合戦略」を実施する現行の枠組みを維持しつ つ、4つの基本目標のもと、将来的な移住にもつながる「関係人口」 の創出・拡大、地域の課題解決に向けた未来技術の活用等、新たな視 点も踏まえた施策を推進して参りたいと考えております。

引き続き、県議会をはじめ、有識者、市町等からの御意見をいただくとともに、12月に国において公表される「まち・ひと・しごと創生総合戦略2019」の内容を勘案しながら、市町等と十分に連携を図り、とちぎの未来創生の道筋をしっかりと示す戦略を策定して参りますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組についてであります。

本県は、ハンガリー選手団の事前トレーニングキャンプの誘致を進めているところでありますが、9月から10月にかけて、自転車競技種目の一つであるマウンテンバイクについて、視察を兼ねたキャンプを受け入れました。今回の受入れを、東京2020大会における事前トレーニングキャンプの実現につなげるとともに、他の競技団体にも引き続き働きかけるなど、東京2020大会に向けて、一層の機運醸成を図って参ります。

次に、那須雪崩事故への対応についてでありますが、先月25日、学 識経験者や関係団体、遺族等を構成員とする「高校生の登山のあり方 等に関する検討委員会」を開催したところであり、引き続き、高校生 の登山のあり方や安全登山に向けた取組の改善等について検討を進め て参ります。

次に、本県とフランス共和国ヴォークリューズ県が、友好交流開始から30年の節目を迎えますことから、今月13日から17日まで、モーリス・シャベール議長をはじめとするヴォークリューズ県議会や民間企

業等の関係者15名が来県され、両県の交流について意見交換を行うと ともに、交流レセプション等を開催いたしました。

今後とも、これまで深めてきた友好関係を生かしながら、交流の中心的な役割を担う人材を育成していくとともに、ヴォークリューズ県の魅力を広く県民へPRし、交流の裾野の拡大を図るなど、両県交流の更なる促進に努めて参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例8件、その他の議案 10件の計19件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、県営住宅(佐野・足利地区)等の管理を指定管理者に行わせるための債務負担行為の追加等をするものであります。

第2号議案は、流域下水道事業に地方公営企業法の規定の一部を適 用すること等のため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲する こと等のため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する 条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 法律の一部改正に伴い、栃木県手数料条例及び栃木県県税条例の一部 を改正するものであります。

第5号議案は、利用時間区分以外の時間等に施設を利用する場合に おける利用料金の基準額を改定するため、栃木県総合文化センター設 置及び管理条例の一部を改正するものであります。 第6号議案は、児童等の安全を確保するための地域における見守り 等の促進を図るため、栃木県安全で安心なまちづくり推進条例の一部 を改正するものであります。

第7号議案は、都市計画法に基づき、公園、緑地又は広場の設置が 義務付けられる開発区域の面積の最低限度に係る制限の緩和に関し必 要な事項を定めるため、都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に 関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、建築士法等の一部改正に伴い、栃木県建築士審査会の委員の任期を定めること等のため、栃木県建築士審査会条例及び栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場等に関する事項について条例で定めることを要しなくなったため、栃木県卸売市場条例を廃止するものであります。

第10号議案は、栃木県教育委員会委員陣内雄次氏の任期が来る12月 14日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同 意を求めるものであります。

第11号議案は、栃木県収用委員会委員小林一子氏及び竹澤一郎氏の 任期が来る12月14日に満了いたしますので、その後任として横堀太郎 氏及び予備委員渡辺和枝氏を任命し、欠員となる予備委員に黒田葉子 氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであり ます。

第12号議案及び第13号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第14号議案は、県有財産の譲与について議決を求めるものであります。

第15号議案は工事請負契約の締結について、第16号議案は工事請負 契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第17号議案から第19号議案までの3件は、公の施設に係る指定管理 者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第 180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。